

福祉新聞 2010 年 12 月 20 日 (月)

< たんの吸引 介護福祉士の本来業務に >

法改正し 2012 年度試行へ

厚生労働省の「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」(座長 = 大島伸一・国立長寿医療研究センター総長) は 13 日、中間報告をまとめた。たんの吸引、経管栄養は医行為としつつ、条件を満たして都道府県に登録した施設・事業所に限り介護職員らによる実施を認める。社会福祉士及び介護福祉士法など関連法を改正し、介護福祉士の本来業務に位置付ける。進行中の試行事業を踏まえて詳細を詰め、今年度中に最終報告をまとめる。厚労省は 2011 年の通常国会に介護保険法改正案とともに提出する予定で、2012 年度の施行を目指す。

厚労省検討会が中間報告

新制度では、社会福祉士及び介護福祉士法を改正し、介護福祉士の本来業務に、たんの吸引(口腔内、鼻腔内の咽頭の手前、気管カニューレ内部や経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)を位置付ける。将来的にこの他の医行為を業務に入れることも視野に入れて制度設計する。

従来これらは医行為であり、介護職員らが行うと医師法違反になる可能性があると言われてきた。新制度でもこれらは医行為のままだが、社会福祉士及び介護福祉士法など関連法を改正することで医師法違反の問題はクリアできるという。

実施できるのは介護福祉士のほかにヘルパー、保育士、特別支援学校の教員だが、50 時間程度の研修を受講することが必須。都道府県が研修の実施機関に登録し、指導監督する。また、介護福祉士の養成カリキュラムを改め、関連する履修内容を盛り込む。

現在、例外的にたんの吸引などを実施している介護職員らには、経過措置を設ける。また、ALS 患者らが独自にそれぞれのヘルパーを養成している実態を踏まえ、「特定の者」に吸引などを行う場合の研修内容はこれと区別する。

実施できる場は介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設など)、障害者支援施設、在宅(訪問介護、重度訪問介護)特別支援学校で、医療機関は対象外。医師・看護職員との連携・協働といった条件を満たした施設・事業所が都道府県に登録すれば認められる。

医師法違反になる心配はなくなるものの、新制度はどこでも無条件で介護職員らがたんの吸引、経管栄養をできるという姿からはほど遠い。これに対する懸念として大きく分けて三つのことが挙げられる。

第一に、様々な条件を満たせない施設・事業所が実施できなくなる、またはしようとしなくなる「反対解釈」が成り立つことだ。

同日の会合では「法制化によって特別支援学校で吸引などが認められると、逆に普通学校や保育園ではできない、摘便はできないなどと規制が強くなることを危ぐする」

「条件を満たせないののでうちはできませんということが広がらないか。ここを一番懸念する」といった意見があった。

このことは、「事故が起きた場合の責任」という第二の懸念とも関連する。

内田千恵子・日本介護福祉士会副会長は「介護福祉士が責任を負いたくない訳ではないが、責任の所在が不明なままでは不安だ」と指摘。因利意・日本ホームヘルパー協会会長も「業務になれば、事業所の責任になるので怖いという現場の声がある。事故が起きた場合、登録した都道府県にも責任はあるのか」と尋ねた。

これに対して厚労省は「たんの吸引などは業務になるので、それによって事故が起きれば、介護をして事故が起きた場合と同様の整理になる。また、施設・事業所が一定の条件を満たしていれば、都道府県は登録を拒否できない。事故が起きたからといって直ちに都道府県の責任にはならない」と回答した。

また、平林勝政・國學院大法科大学院長は、「安全を確保する責任は医師、看護師も負うが、悪い結果が起きたことの責任は行為者である介護職員、それを監督する施設・事業所に当然ある。それが嫌ならば、吸引などを引き受けなければいい」と解説した。

第三の懸念は、他の医行為も介護職員らに容認される可能性があることだ。

それを避けたい三上裕司・日本医師会常任理事は、通知改正によりたんの吸引などを医行為から外すよう繰り返し主張。「医行為であるたんの吸引などが、医療職でない介護福祉士の独占業務となるのは大問題だ。後悔することになる」と強く反発した。

ただ、介護職員らによるたんの吸引などを巡っては、解禁する方向で2010年度中に結論を得るよう検討することが閣議決定済み。原則違法で例外的に容認されている現状を放置する方が法的に不安定で問題だと見る厚労省は、「医行為か否かを議論するには時間が足りない」として通知改正には一貫して慎重だ。

取りまとめにあたり、大島座長は「激しい議論が行われ、委員の皆さんが納得しきった感じはないが、先送りしないようやってきたつもりだ。医行為から外す考え方は選択肢としてはあるが、多くの賛同が得られなかった。医行為から外すかどうかは、付記事項として述べるにとどめたい」と締めくくった。